別表第一中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の項及び同表中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）の項中「別表」を「別表第三」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「別表」を「別表第三」に改める。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十八条

二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第三項

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第十六条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第四十九条」の下に「及び第四十九条の二第一項から第三項まで」を加え、「同条」を「同法第四十九条」に改め、「この条において」及び「その主務大臣の同意を得て」を削り、「薬局について」を「診療所又は薬局」に、「「薬局（」を「「診療所又は薬局（」に、「）について」を「）」と、同法第四十九条の二第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」に改め、同条第二項中「その主務大臣の同意を得て」を削り、「）について」と」の下に「、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」と」を加える。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第十七条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十六条の二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項に次の一号を加える。

七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定中「別表第二」を「別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「、特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項中「実施」の下に「、就労自立給付金の支給」を加え、「費用の徴収」を「徴収金の徴収」に改める。

別表第二の九の項中「実施」の下に「若しくは就労自立給付金の支給」を加える。

別表第二の二十六の項中「及び実施」の下に「又は徴収金の徴収」を加え、

都道府県知事	

に

都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事等	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの

に改める。

都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改める。

別表第二の八十七の項中「母子家庭自立支援給付金」の下に「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当」を、「である給付」の下に「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金」を、「特別児童扶養手当関係情報」の下に「又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報」を加え、

厚生労働大臣又は都道府県知事等	地方公務員災害補償基金

を

厚生労働大臣又は都道府県知事等	地方公務員災害補償基金
	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事等	地方公務員災害補償基金
	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

に改める。